

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

現 行	改 正 案
I 基本的考え方 I－4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 （略） 本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第46号に掲げる者を除き、本ガイドラインにおいて「金融機関等」という。）を対象とする。 （以下略）	I 基本的考え方 I－4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 （略） 本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第47号に掲げる者を除き、本ガイドラインにおいて「金融機関等」という。）を対象とする。 （以下略）